



平成29年度の 取組結果（成果）について

箱根山火山防災協議会

○平成29年度の取組方針

平成29年度の取組方針 「安全対策の充実・強化」

取組方針1 火山に関する普及啓発の推進

- (1)観光施設、宿泊施設、交通機関等における広報の充実・強化
- (2)避難促進施設等従業員への正しい火山知識の普及

取組方針2 避難対策の強化

- (1)避難訓練の充実・強化
- (2)避難計画の強化・修正
- (3)観光客を守る施設等の拡充

取組方針3 園地周辺施設の安全対策の推進

- (1)大涌谷園地の全面再開に向けた取組み
- (2)地すべり対策の推進
- (3)その他

その他

- 箱根ロープウェイの運行基準の見直し

取組方針 1 火山に関する普及啓発の推進

(1) 観光施設、宿泊施設、交通機関等における広報の充実・強化

ア 県や事業所のホームページに高感受性者立入制限周知の掲載

イ 富士・箱根火山合同防災訓練に合わせ火山に関する講演を実施

県国際観光課
ホームページ



県災害対策課
ホームページ



取組方針 1 火山に関する普及啓発の推進

(2) 避難促進施設等従業員への正しい火山知識の普及

ア 富士・箱根火山合同防災訓練に合わせて火山講演の実施
(再掲)

イ 園地監視員に対し正しい火山ガス等の研修の実施



火山講演の状況



大涌谷園地監視員

取組方針 2 避難対策の強化

(1) 避難訓練の充実・強化

- ア 富士・箱根火山合同防災訓練の実施（10/24）
- イ 園地避難誘導訓練の実施（4/25）
- ウ 園地事業者による定期的な避難誘導訓練の実施（4/18～）



富士・箱根火山合同防災訓練



富士・箱根火山合同防災訓練

取組方針 2 避難対策の強化

(2) 避難計画の強化・修正

ア 神奈川県地域防災計画 } 修正
箱根町地域防災計画 }

イ 避難促進施設における「避難確保計画」の策定

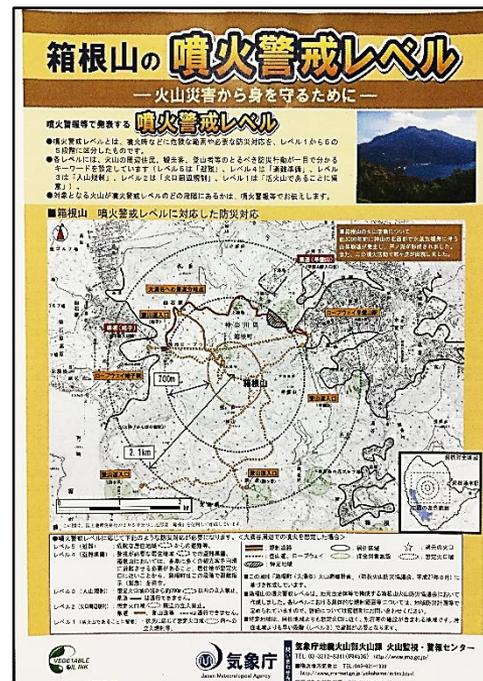
ウ 大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル } 修正
大涌谷周辺への立入規制マニュアル }

エ 温泉旅館ホテル協同組合に施設向け
対応マニュアルの策定及び説明会の実施

カ 噴火警戒レベルリーフレットの修正

(※) 避難促進施設

- ・ 法令上「避難確保計画」の策定を義務付けられている施設。
- ・ 箱根町が地域防災計画で指定する施設。



取組方針 2 避難対策の強化

(3) 観光客を守る施設等の拡充

万一の際、観光客を安全に避難誘導することができる施設の拡充を図る。

ア 大涌谷駅の拡張工事着手

イ 園地駐車場事務所の建替



園地駐車場管理事務所



位置図

取組方針 3 園地周辺施設の安全対策の推進

(2) 地すべり対策の推進

ア 地すべり工事の安全確保を目的とした火山ガス計測機器の設置準備

イ 火山砂防ハザードマップ作成に向け検討委員会の設置



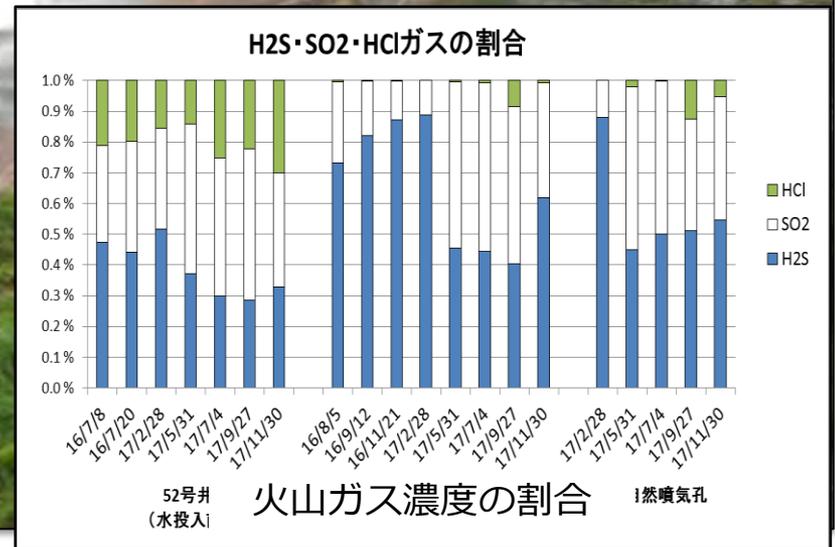
箱根山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会

取組方針 3 園地周辺施設の安全対策の推進

(3) その他

ア 自然噴気孔及び52号蒸気井における火山ガスの採取及び分析の実施

イ 園地内外における大気中の火山ガス濃度の計測及び解析の実施

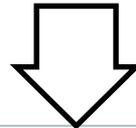


その他 箱根ロープウェイ運行基準の見直し

運行停止基準を「二酸化硫黄濃度(SO₂)」5.0ppmとする

○ 安全対策の強化を前提

- ・ 事前の注意喚起の強化～HP等で高感受性者への注意喚起強化
- ・ 乗客への安全対策の強化～救急用具等定員分の配置
- ・ 火山ガス計測方法の適正化～瞬間値から平均値へ



○ 対応後

- 0.2ppm計測⇒注意喚起（園地と同様）
- 2.0ppm計測⇒屋外への抑制等注意喚起の強化（新規）
- 5.0ppm計測⇒運行停止（退避輸送は継続）（※）



※ 園地内屋内退避基準5.0ppmと同じ